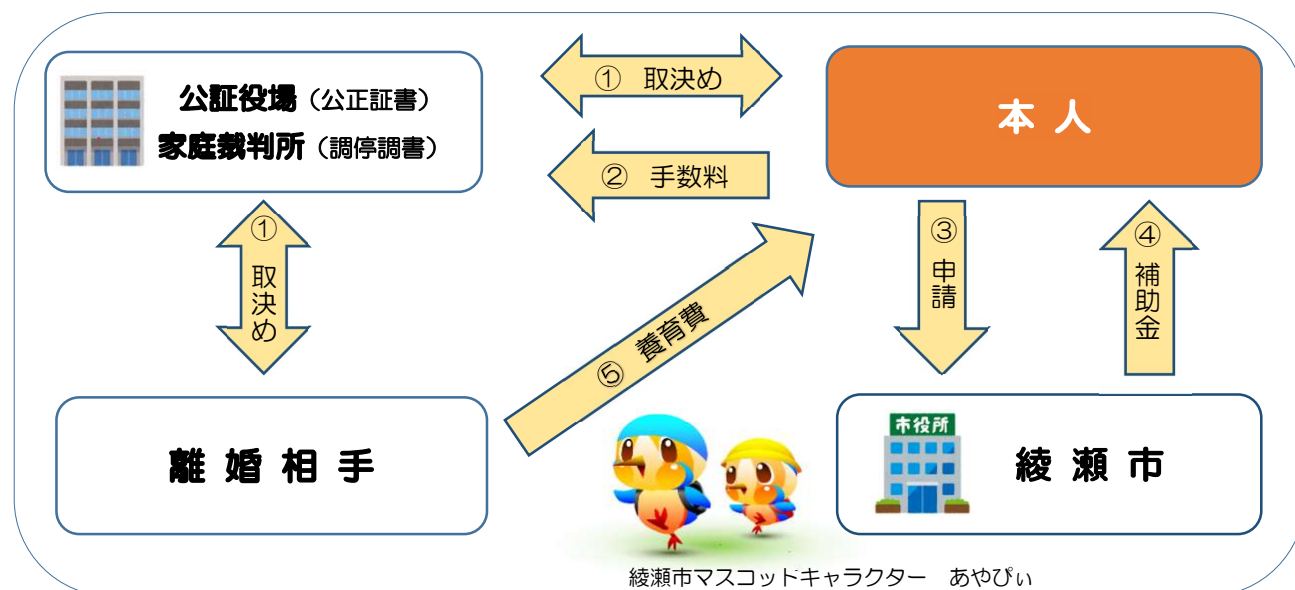


# 養育費に係る公正証書等作成促進補助金

養育費について、公証役場や家庭裁判所で公正証書や調停調書を作成した際に、本人が負担した経費に対し補助金を交付します。 ※公正証書は、強制執行認諾約款付に限ります。



|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 対象者  | 市内在住で、養育費に係る公正証書等を作成した方           |
| 補助額  | 養育費に係る公正証書等の作成経費の総額(上限3万円、1人1回限り) |
| 所得制限 | 児童扶養手当の受給者又は同等の所得水準の方             |

離婚を考えている方や離婚をしたが養育費の取決めをしていない方に、養育費確保に向けた相談などの支援を行っています。申請される場合は電話又は電子申請で受け付けています。(面接の場合は、事前にご予約ください)

|      |                                               |
|------|-----------------------------------------------|
| 時間   | 月～木曜日(祝日・年末年始を除く)<br>9:15～12:15、13:00～17:00まで |
| 電話   | 0467-77-1133                                  |
| 電子申請 | 右の二次元コードから申請                                  |

電子申請はこちら↓



# 養育費に係る保証促進補助金

養育費について、保証会社と保証契約を締結した際に、本人が負担した保証料に対し補助金を交付します。詳細については、お問い合わせください。

## 【お問い合わせ先】

綾瀬市保健福祉プラザ 1階1番窓口  
綾瀬市こども家庭センター こども家庭担当  
電話番号: 0467-77-1133  
FAX: 0467-77-1134  
E-mail: [wm.771133@city.ayase.kanagawa.jp](mailto:wm.771133@city.ayase.kanagawa.jp)

ホームページ  
「養育費確保 綾瀬市」で検索↓



綾瀬市マスコットキャラクター あやびい